

大阪市告示第323号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第15項の規定により、指定寄附金等を受領する法人から主たる事務所の所在地変更の届出があったので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和7年3月7日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地		変更年月日
NPO法人てととしっぽ	変更前	大阪市旭区生江一丁目1番21号	令和6年 12月19日
	変更後	大阪市旭区赤川一丁目5番33号	

（財政局税務部課税課）